

コンプライアンスに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸（以下「当法人」という。）が、直面し又は将来において直面する可能性のあるコンプライアンス（法令及び当法人の定める各種規則の遵守をいうがこれに限られない。以下、同じ。）に関する諸問題を適切に処理し、以て、当法人の事業活動を公正かつ適正に運営するための組織及び施策の実施についての原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員（当法人の従業員及び当法人から業務の委託を受ける者、当法人の事業活動に関与するボランティアを言う。以下、役員を含め「役職員等」という。）は、当法人が別に定める倫理規程（以下、「本倫理規程」という。）の内容を理解し、当法人の事業活動に従事するに際しては本倫理規程の内容に従うものとする。

(コンプライアンス管理機関)

第3条 当法人は、第1条の目的を達成するために、「コンプライアンス委員会」を設置する。

(諮問機関)

第4条

委員会は、理事会の諮問機関として、当法人のコンプライアンスの醸成に関する業務を行う。

(委員)

第5条 委員会の委員（以下「委員」と称する。）は、良心に従い独立してコンプライアンスに関する一切の判断を行い、法令、定款およびCS神戸の定める規則に拘束される。

2. 委員はその業務上知りえたあらゆる情報について、厳格な守秘義務を負うものとする。
3. 委員会は、コンプライアンス担当理事、事務局長と外部有識者の委員で構成される。

(選任)

第6条 委員は理事会の決議を持って選任する。

(解任)

第7条 委員には委任行為、その他委託を継続しがたい特別の事由があるときは、理事会の決議をもって解任することができる。

2. 委員を解任する議案を理事会に提出するときには、あらかじめ全監事の同意を得なければならない

(組織)

第8条 委員会はコンプライアンス委員会委員長（以下、「委員長」と称する。）および副委

員長ならびに委員を持って組織する。

(任務)

第9条 委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1)コンプライアンスの啓蒙および教育研修活動の推進
 - (2)コンプライアンスに関する規定・規則、マニュアル等の審議・承認等管理体制の充実
 - (3)苦情処理への対応
 - (4)潜在リスクの予知ならびに分析
 - (5)内部通報(ホットライン)及び内部監査により出てきた問題への対処
 - (6)再発防止策の検討
 - (7)コンプライアンス違反(不祥事件を含む)に関する処分方針の検討
- 第9条 (決議)
2. 委員会の議事は、委員総数の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数をもって決する。
 3. 委員会の決議につき特別の利害関係を有する委員は、議決権を行使することができない。この場合には、その委員の数は議決の正否を判定する際に、出席した委員の数に参入しない。

(緊急の処置)

- 第10条 委員長は重大なコンプライアンス違反があり、これを緊急に停止しなければ会社に重大な損害を及ぼすと認められる事実を確認した場合には、第9条による委員会の議決をえることなく行為者の属する当該部門長に対し、当該行為者に対する停止措置をとるよう命じることができる。
2. 前項の場合、委員長は停滞なく各委員に当該事実の経過及び停止処置に至った理由を説明し、改めて委員に計ると同時に、調査を開始しなければならない。

(監事との協議)

第11条 委員会は、コンプライアンス問題に関し、必要に応じて適宜監事と協議する。

(委員会事務局)

- 第12条 委員会運営の効率性及び委員会機能の有効性を確保するため、委員会の実働組織として、またコンプライアンスに関する実務を統括する組織として、委員会事務局を設置する。
2. 委員会事務局は、委員会の指揮命令に従い業務を遂行する。

(コンプライアンス違反行為の報告及び調査)

- 第13条 役職員等は、本倫理規程その他法令または当法人の定める規定に違反する行為、若しくはこれらに該当するおそれがある行為（以下、「コンプライアンス違反行為」という。）があると判断したときは、これを速やかにコンプライアンス担当理事または事務局長に報告しなければならない。
2. コンプライアンス担当理事または事務局長は、コンプライアンス違反行為の報告を受けたときは、受領した全ての情報を、コンプライアンス委員会内で共有すると

もに、当該コンプライアンス違反行為に関する事実関係を調査しなければならない。
同時に、コンプライアンス違反行為に対する対応策を講じなければならない。

附則

この規程は、2022年6月22日から施行する。